

鳥取県人権教育基本方針

－第3次改訂－



鳥取県マスコットキャラクター トリピー

解説本【学校教育編】

令和5年3月
鳥取県教育委員会

【人権教育の定義】

「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（第2条）

【人権教育の基本理念】

「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにすること」（第3条）

『人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（H12）』



人権教育は法律が義務づけるほど重要な教育であり、社会に必要不可欠な教育です。

【人権尊重の理念】

自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること。

【人権感覚】

人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚。人権感覚が知的認識とも結びついて、問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や態度になり、自分の人権とともに他者の人権を守るような実践行動に連なる。

【人権意識】

自他の人権が尊重されていることの「妥当性」を肯定し、逆にそれが侵害されることの「問題性」を認識して、人権侵害を解決せずにはいられないとする意識。

<学習指導要領の理念と人権教育>

平成 29・30・31 年改訂の学習指導要領の前文には、**個人の価値の尊重、正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力、生命の尊重**といった人権教育とも関係の深い言葉が列記されています。

また、「これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、**一人一人の児童(生徒)が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる**ことができるようにすることが求められる」と記載されており、これは、人権尊重の精神の涵養を目的とし、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動を取ることにつながる意識・意欲・態度を育成しようとする**人権教育の理念とも共通**しています。



学習指導要領の内容を踏まえ、教育課程の中で、人権教育を適切に位置づけ、普通の授業の中でも人権を意識し、人権教育を進めていくことが必要です。

<人権教育の充実をめざした教育課程の編成>

教育課程においては、各教科等の形で「人権教育」が設定されていないため、**学校における人権教育は、各教科や特別の教科 道徳、総合的な学習(探究)の時間、特別活動、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて行うこと**になります。

各教科等と関連させて人権教育を行う際には、各教科等の目標やねらいを達成するとともに、人権教育の目標も達成されるように、人権教育の活動と、それぞれの目標やねらいに基づく各教科等の指導とが、**有機的・相乗的に効果をあげられるように**していくことが重要です。



人権教育は、「教育を受けること自体が基本的人権である」ということを大切にし、**誰一人取り残さないための取組を充実させていくことが重要**です。

◆改訂の経緯

鳥取県教育委員会では、人権にかかわる教育課題を統合的に捉えて推進するため、平成16(2004)年に「鳥取県人権教育基本方針」を策定し、平成24(2012)年の第1次改訂、平成29(2017)年の第2次改訂を経て、その趣旨の徹底に努め、差別のない真に人権が尊重される社会の実現をめざして取り組んできました。

しかし、国内での新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本県においても新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見が生起するなど、人権が尊重されている社会が十分に実現しているとは言えない状況があります。また、我が国は、格差社会の拡大、近年の急速な情報通信技術の進展や外国人の入国者数の増加等による情報化やグローバル化に加え、平均初婚年齢が以前と比べて高くなる傾向や平均寿命の伸長その他の原因による少子化や高齢化等により、急激な変化にさらされています。

そのような状況の中、いじめ、子どもや高齢者に対する虐待、ヘイトスピーチ、貧困等の人権問題に加え、インターネットを悪用した人権侵害、個人情報への漏洩、性的マイノリティへの偏見等、人権問題は複雑化・多様化しています。

このたび、鳥取県が人権施策の総合的な推進を図るため策定している「鳥取県人権施策基本方針」の第4次改訂(令和4年2月)に基づき、これまでの人権教育の取組を基盤にすえながら、急激な社会情勢の変化と新たに注目されてきた人権問題に対応し、人権教育のより一層の充実を図るため、「鳥取県人権教育基本方針」の第3次改訂を行いました。

◆改訂のポイント

(1) 「鳥取県人権施策基本方針－第4次改訂－」との整合

- 社会情勢の変化や法令等の改正等により一層の対応が求められている課題への対応
 - ・ 共通して取り組む課題
 - SDGsにおける人権、デジタル社会における人権、ユニバーサルデザインの推進
 - ・ 女性活躍推進法改正、鳥取県人権尊重の社会づくり条例改正、人権教育のための世界計画第4フェーズ(2020～2024年)の採択等
 - ・ 男女共同参画、性的マイノリティ、新型コロナウイルス感染症等

(2) 本県の人権教育の基本的考え方の継承

- 同和教育で培われてきた原則を人権教育の基底に位置づける
- 国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する

(3) 学習指導要領の内容を踏まえた人権教育の推進

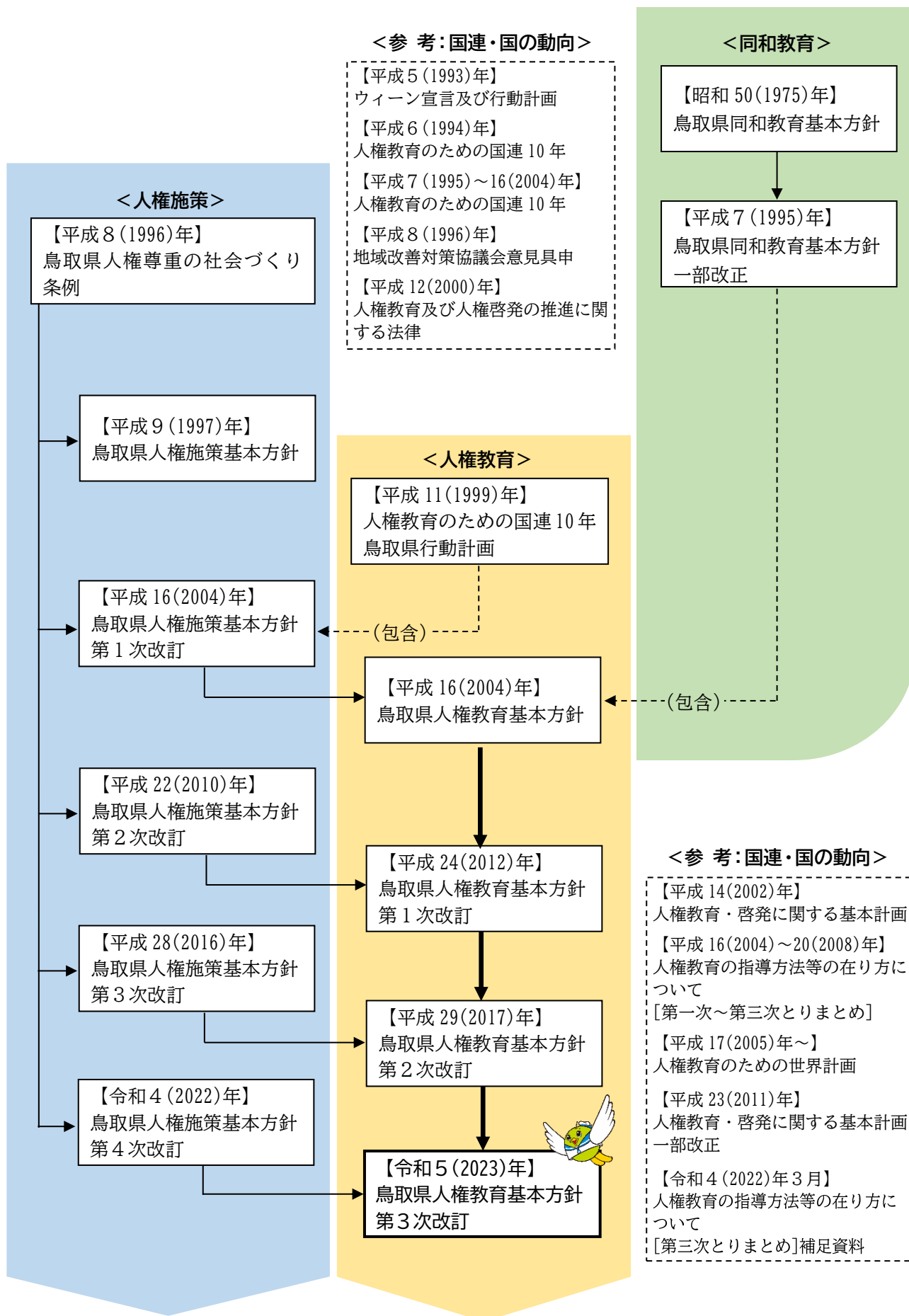
- 普通の授業の中でも人権を意識し、人権教育を進めていくことが必要

(4) 国が公表した人権教育の指導方法等の在り方について【第3次とりまとめ】の補足資料(令和4年3月)等の反映

- 社会情勢の変化に対応した人権教育の推進
 - ・ 子どもの人権(いじめ・不登校等)、子ども以外の人権(インターネット上の誹謗中傷、同和問題(部落差別)、障がい者を理由とした差別等)



◆「鳥取県人権教育基本方針－第3次改訂－」に至る経過



【目次】	[解説本]	[本冊]
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・		1
第1章 人権教育をめぐる動き・・・・・・・・	1	3
第1節 同和教育で培われてきた原則について・・・・・・・・	1	3
1 同和教育が築いてきたもの・・・・・・・・	1	3
2 同和教育で培われてきた原則・・・・・・・・	1	4
第2節 国際社会で培われてきた人権教育の原則について・・・・・・・・	1	4
1 人権教育をめぐる国際社会及び我が国の動き・・・・・・・・	1	4
2 「人権」について・・・・・・・・	1	5
3 国際社会で培われてきた人権教育の原則・・・・・・・・	3	6
第3節 人権救済と人権教育について・・・・・・・・	3	9
第2章 鳥取県がめざす人権教育について・・・・・・・・	4	10
1 同和教育で培われてきた原則を人権教育の基底に位置づける・・・・・・・・	4	10
2 国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する・・・・・・・・	4	10
第1節 鳥取県の人権教育がめざすもの・・・・・・・・	5	10
第2節 人権教育の概念及び手法・・・・・・・・	5	11
1 人権教育の四側面・・・・・・・・	5	11
2 「普遍的な視点」と「個別的な視点」の往還・・・・・・・・	6	11
第3章 人権教育の充実・・・・・・・・	7	13
第1節 人権教育を通して育てたい資質・能力・・・・・・・・	7	13
1 育てたい資質・能力・・・・・・・・	7	13
2 就学前教育・学校教育・社会教育の連携、校種間の協力と連携・・・・・・・・	8	14
第2節 人権教育における評価の在り方・・・・・・・・	8	14
1 学校教育における評価・・・・・・・・	8	14
2 社会教育における評価・・・・・・・・	8	15
第4章 人権教育の推進者の育成・・・・・・・・	9	17
第1節 あらゆる場を通じた人権教育の推進・・・・・・・・	9	17
第2節 あらゆる場を通じた人権教育に向けた推進者の育成・・・・・・・・	9	17
1 学校 2 家庭 3 地域 4 職場・・・・・・・・	9	17
第5章 各人権問題にかかわる教育の推進指針・・・・・・・・	10	20
第1節 共通して取り組む課題・・・・・・・・	10	20
1 SDGsにおける人権・・・・・・・・	10	21
2 デジタル社会における人権・・・・・・・・	11	23
3 ユニバーサルデザインの推進・・・・・・・・	12	25
第2節 各人権問題にかかわる教育の推進について・・・・・・・・	13	26
1 同和問題(部落差別)に関する人権・・・・・・・・	14	27
2 男女共同参画に関する人権・・・・・・・・	14	30
3 障がいのある人の人権・・・・・・・・	15	34
4 子どもの人権・・・・・・・・	17	38
5 高齢者の人権・・・・・・・・	18	44
6 外国人の人権・・・・・・・・	19	46
7 感染症等病気にかかわる人の人権・・・・・・・・	20	48
8 刑を終えて出所した人の人権・・・・・・・・	21	51
9 犯罪被害者等の人権・・・・・・・・	21	52
10 性的マイノリティの人権・・・・・・・・	22	54
11 生活困難者の人権・・・・・・・・	23	57
12 様々な人権・・・・・・・・	23	59
[参考資料]・・・・・・・・		65
<全体計画(例)、年間指導計画(例)、学習指導案等>・・・・・・・・		26



この「解説本【学校教育編】」は、「鳥取県人権教育基本方針―第3次改訂―」の内容に沿って、「鳥取県のめざす人権教育」の基本的な考え方を解説したものです。

人権教育を実践するに当たっては、各学校が、本基本方針に基づき、児童生徒の実態等に
 応じて、創意工夫を凝らして取り組む必要があります。

第1章 人権教育をめぐる動き

第1節 同和教育で培われてきた原則について

1 同和教育が築いてきたもの

同和教育は、同和問題の解決を基本課題としながら、**全ての偏見や差別を積極的に解消する人間を育成し、全ての人の権利回復とエンパワメント、そして自己実現を図る取組へと発展して**きました。



全ての児童生徒等に対し、部落差別とのかかわりを通して「人権尊重の社会づくりの担い手」としての社会的立場の自覚を深める取組を進めてきました。

2 同和教育で培われてきた原則 - 差別の現実から深く学ぶ -

同和教育は、「差別の現実から深く学ぶ」「身近な生活の中にある差別をなくしていく仲間づくり」「地域の住民とともにつくる教育」等、実践から生み出されてきた原則や教訓を踏まえ、同和問題の解決を基本課題としながら、**あらゆる差別問題の解決と全ての人々の権利回復、自己実現を図る取組**を重ねてきました。

【差別の現実から深く学ぶ】

教職員や指導者が子どもや保護者の生活の現実・生活背景に触れる中で教育課題を明らかにすることです。そして、自分と差別とのかかわりを見つめ、自らの「在り方生き方」を問い直しながら教育実践を積み重ねていくことです。



「差別の現実から深く学ぶ」は、教職員や指導者等が特に重要視してきました。

第2節 国際社会で培われてきた人権教育の原則について

1 人権教育をめぐる国際社会及び我が国の動き

学校教育においては、平成 16(2004)年から平成 20(2008)年にかけて「**人権教育の指導方法等の在り方について[第一次]～[第三次とりまとめ]**」が公表され、人権尊重の理念が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」と示されるとともに、**人権教育の指導内容(「育てたい資質・能力」)**及び**指導方法(「協力」「参加」「体験」)**が示されるなど人権教育を推進するための体制が整えられてきました。



【第三次とりまとめ】は、理論を示した「指導等の在り方編」、実践事例や参考資料をまとめた「実践編」、個別の人権課題に関する関係法令等をまとめた「個別的人権課題に対する取組」で構成されており、具体的な取組を進めていく上でとても参考になる資料です。

2 「人権」について

人々は、今も昔も、自由に、安全に、そして将来に可能性を感じながら生きたいと願ってきました。その願いをかなえるためには何がなければならないのか、それぞれの時代の人々が自分たちの生きる社会の現実の中で一つ一つ考え、それらを「権利(right)」として要求し、また、社会に認知させようと努力してきました。それらの要求のうち「正しい(right)」と**社会的に合意されたものが、社会の共通ルールとして法に定式化されるよう**になりました。



- 「人権」とは英語の「Human Rights」を和訳したものです。
- 「権利」を意味する「right」が複数形になっています。このことから、「人権」とは抽象的な概念ではなく、「人間が持っている一つ一つ数えられる具体的な権利の総称」であることがわかります。

「世界人権宣言」は、法の下での平等、自由権、社会権等の**具体的権利**をリストにしたものですが、これらが国や性別、民族等の属性にかかわらずなく、**全ての人**が享受すべき「**共通の基準**」(=人権)であることを世界で初めて示したものです。この宣言の精神に基づき、国連は、様々な取組を進める上で人権の視点が重視されるべきであるという潮流をつくってきました。

<世界人権宣言（要約）>

- 第1条 平等権（平等の権利）
- 第2条 差別からの自由（差別されない権利）
- 第3条 生命、自由、人間の安全保障の権利（自由に、安心して生きる権利）
- 第4条 奴隷からの自由（奴隷にされない権利）
- 第5条 拷問および品位を傷つける扱いからの自由（苦痛を与えられたり、人間らしくないひどい扱いをされない権利）
- 第6条 法のもとで人として認められる権利（いつでもひとりの人間として認められる権利）
- 第7条 法の前での平等の権利（法律で平等に扱われる権利）
- 第8条 権限を有する裁判所により救済される権利（裁判で守られる権利）
- 第9条 恣意的な逮捕や追放からの自由（理由なく捕まえられたり、国から追い出されない権利）
- 第10条 公正な公開審理を受ける権利（公正な裁判を受ける権利）
- 第11条 有罪が立証されるまで無罪と推定される権利（裁判で有罪であることが証明されるまでは、無罪であるとみなされる権利）
- 第12条 プライバシー、家族、家庭および通信への干渉からの自由（私生活の自由が守られる権利）
- 第13条 国内外における居住の自由の権利（住む場所を自由に選べる権利）
- 第14条 迫害からの庇護を他国に求める権利（自分の国でひどい扱いを受けるとき、他の国に守ってくれるように頼む権利）
- 第15条 国籍を得、あるいは変更する権利（ひとつの国の国民となる権利）
- 第16条 婚姻し家族を持つ権利（結婚して家庭を持つ権利）
- 第17条 財産を所有する権利（家や土地その他のものを自分のものとして持つ権利）
- 第18条 思想と宗教の自由（自由に考えたり、信じたい宗教を自由に選べる権利）
- 第19条 意見と情報の権利（意見を言葉や文字などであらわしたり、情報を受け取る権利）
- 第20条 平和的な集会と結社の自由（平和的な集まりに参加したり、仲間と団体をつくる権利）
- 第21条 政治と自由な選挙に参加する権利（政治や選挙に参加する権利）
- 第22条 社会保障を受ける権利（人間らしく生きることができるとような保障を受ける権利）
- 第23条 望ましい仕事を得、労働組合に加入する権利（仕事を自由に選んで働いて給料を得、労働組合に入る権利）
- 第24条 休暇と余暇を得る権利（休暇をとったり、余暇を楽しむ権利）
- 第25条 十分な生活水準を保持する権利（人間らしい生活をするのに必要な一切のものを持つ権利）
- 第26条 教育を受ける権利（学校に通い、ただで義務教育を受ける権利）
- 第27条 社会の文化的生活に参加する権利
- 第28条 世界人権宣言を実現させる社会秩序への権利（権利や自由を受けられるための秩序を得る権利）
- 第29条 自由で完全な発展に不可欠な社会への義務（お互いに人間らしさを発展させることができるような社会に対する義務）
- 第30条 上述の諸権利に対する国家ないしは個人の干渉からの自由（様々な権利や自由を国や個人から無効にされない権利）

『別冊 人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] 実践編』

3 国際社会で培われてきた人権教育の原則

鳥取県教育委員会では、国際社会の中で培われてきた人権教育の原則を柱とし、**学んだことを実際の生活の中で生かしていけるように、知識だけでなく技能や態度を高め、行動力をつけることをめざ**しています。

【人権教育の5つの原則】

① 権利を基礎にすえること

法や条約に記された人権について学ぶこと等を通じて、誰もが「権利の主体」であり、人権尊重の社会づくりの担い手であるとの意識を確立することです。



世界人権宣言等の法や条約等を学ぶことを通じて、自分がどんな権利を持っているのかを理解することが人権教育において重要です。

② 具体的な問題を基礎にすえること

具体的に誰のどのような権利が侵害されているのか、なぜそのような侵害が起こるのかということを抑え、権利回復につなげる資質・能力を育てることです。



身の回りで起こっている具体的な問題の「実態」に目を向けることが重要です。

③ 行動（解決）を志向すること

人間としての尊厳の自覚に基づき、人権が尊重される社会（問題の解決）をどのように実現するのかを見極め、実践する資質・能力を育てることです。



学習活動に参加することで、「差別する」「差別される」という関係から解放され、人権が尊重される社会づくりの担い手になることが期待されます。

④ エンパワメントの重視

自分自身のかげがえのなさに気づき、差別や抑圧から解き放たれ、本来もっている能力を発揮し、自己決定の幅を広げることです。



一人一人が自分らしく生きていくためには、エンパワメントの視点が不可欠です。

⑤ 「参加型」の重視

協力的な人間関係をつくり、異なる立場・意見を有する人々と合意を形成し、問題解決を方向付け、共に行動することを促す包括的な学習プロセスのことです。



「参加型学習」は、学習指導要領で求められている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善にもつながるものです。



5つの原則に従って学習することで、様々な人権問題の解決を自分の課題として捉え、人権を尊重しようとする主体的な態度や行動につながっていきます。

第3節 人権救済と人権教育について

- ・「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」等との効果的連携
- ・相談ケースの背景の分析
- ・課題解決に向けた人権教育の取組の充実



人権侵害の被害者に対して実効的な救済を図ることが、人権教育と並んで、重要な課題となっています。「人権」を救済するための制度について確認しましょう。

第2章 鳥取県がめざす人権教育について

重要なことは、単に個別的な人権課題にかかわる教育を束ねたものを「人権教育」と捉えるのではなく、「同和教育で培われてきた原則を基底に位置づけながら、国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚し、豊かな人権文化を築く資質を備えた人間を育成する教育」が「人権教育」とであると捉えた上で取組を進めていくことです。

1 同和教育で培われてきた原則を人権教育の基底に位置づける

同和教育は、同和問題の解決を基本課題としながら、全ての偏見や差別を積極的に解消する人間を育成し、全ての人の権利回復とエンパワメント、そして自己実現を図る取組へと発展していきました。これらの取組は、まさに国際社会で推進されてきた人権教育とつながるものです。

2 国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する

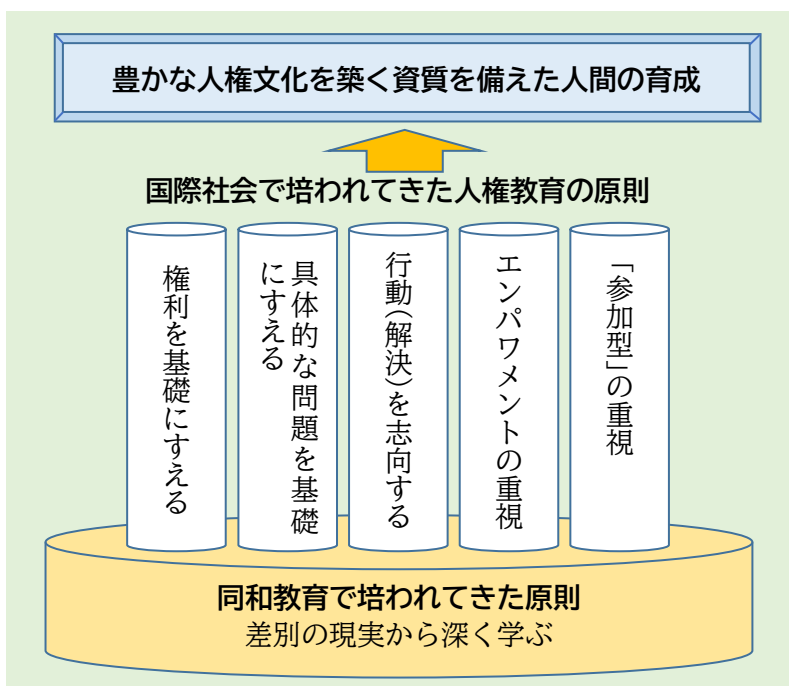
国連が中心となって作成した人権関係諸条約を学ぶこと等を通じて、国際社会で普遍性を認められた「人権」という共通の基準に照らして自らの経験や文化・習慣等を検証し、具体的な問題の発見とその解決につなげようとするアプローチを重視するということです。



差別や人権侵害の問題には、出自、性別、障がいの有無、年齢等、様々な事由が複雑に絡み合う中で成立するという側面があります。これらの個別的な視点による教育実践がそれぞれバラバラになってしまうのではなく、体系的な人権教育として位置づけられるためには、「国際社会で培われてきた人権教育の原則」が重要になります。

【鳥取県がめざす人権教育】

これまで鳥取県では、同和教育を発展させながら人権教育の構築に努めてきたといっても過言ではありません。このようなことから、国内外の様々な取組にも視野を広げて人権教育を推進していくことが本県の同和教育の成果をさらに発展させるものと確信します。



人権教育は、社会に存在している様々な人権問題の解決を図り、人権が尊重された社会づくりをめざしています。

第1節 鳥取県の人権教育がめざすもの ～ 豊かな人権文化を築く資質を備えた人間の育成 ～

「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」は、「お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができ、差別と偏見のない社会が実現されなければならない」とした上で、「相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努める」ことを県内に暮らす全ての者の責務と定めています。

【人権教育がめざすもの】

- ・本来持っている能力を発揮し、自己実現を図る
- ・「人権尊重の社会づくりの担い手」であることを自覚する
- ・多様な人々と豊かにつながり、共に生きる

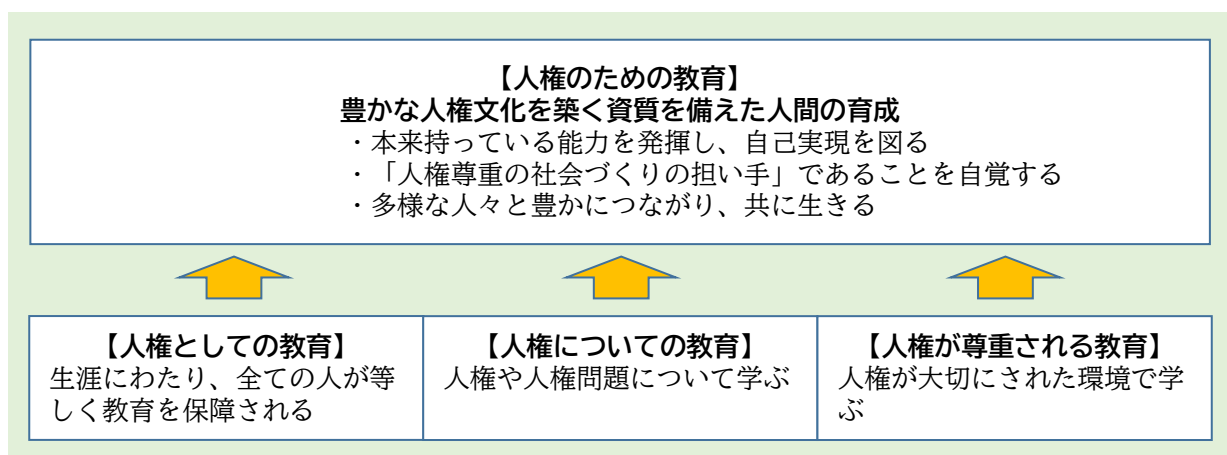


人権教育は、全ての教育活動の基盤であり、教育の根幹（初心）に立ち返る教育です。「人権教育がめざすもの」を大切にしながら、様々な教育活動に取り組みましょう。

第2節 人権教育の概念及び手法

1 人権教育の四側面

鳥取県教育委員会では人権教育を以下の4つの側面に整理し、これらを密接に結び付けながら教育活動全体で取り組むこととしています。



- ・人権の概念や個別の人権課題に関する人権学習だけでなく、日々の学習活動づくり、認め合える仲間づくり、安心して過ごせる学校・学級づくり等も人権教育の一環です。
- ・自校の様々な教育活動を、人権教育で育てたい資質・能力に着目して振り返ってみましょう。学校のいたる所で人権教育をみつけることができます。

【参考】隠れたカリキュラム

児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘がある。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。

例えば、「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分である。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができるのである。だからこそ、教職員一体となつての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要である。

『人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] 』

2 「普遍的な視点」と「個別的な視点」の往還

差別や人権侵害の問題には、出自、性別、障がいの有無、年齢等、様々な事由が複雑に絡み合う中で成立するという側面があるため、これら個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえたアプローチによる教育実践が、分離してしまわないようにすることが大切です。

そこでポイントになるのが、国際社会で培われてきた人権教育の原則「普遍的な視点からの権利を基礎にすえたアプローチ」です。人権関係諸条約を学ぶこと等を通じて、国際社会で普遍性を認められた「人権」という共通の基準に照らして自らの経験や文化・習慣等を検証し、具体的な問題の発見とその解決につなげようとするのです。

あわせて、具体的な問題の解決を志向する中で、「人権は真に普遍的たり得ているか」と問い返し続けることが重要となります。



身の回りにある人権問題等を「人権（権利）が守られているか」という視点から検証することで、「誰の」「どんな権利」が侵害されているのか、その問題を解決するためには、「誰が」「何をすればよいのか」が明らかになります。そして、「自分にできることは何か」を考えることにつなげていくことができます。

人権教育の手法については、「普遍的な視点からの権利を基礎にすえたアプローチ」と「個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえたアプローチ」の2つのアプローチがあいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられています。

【個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえたアプローチ】

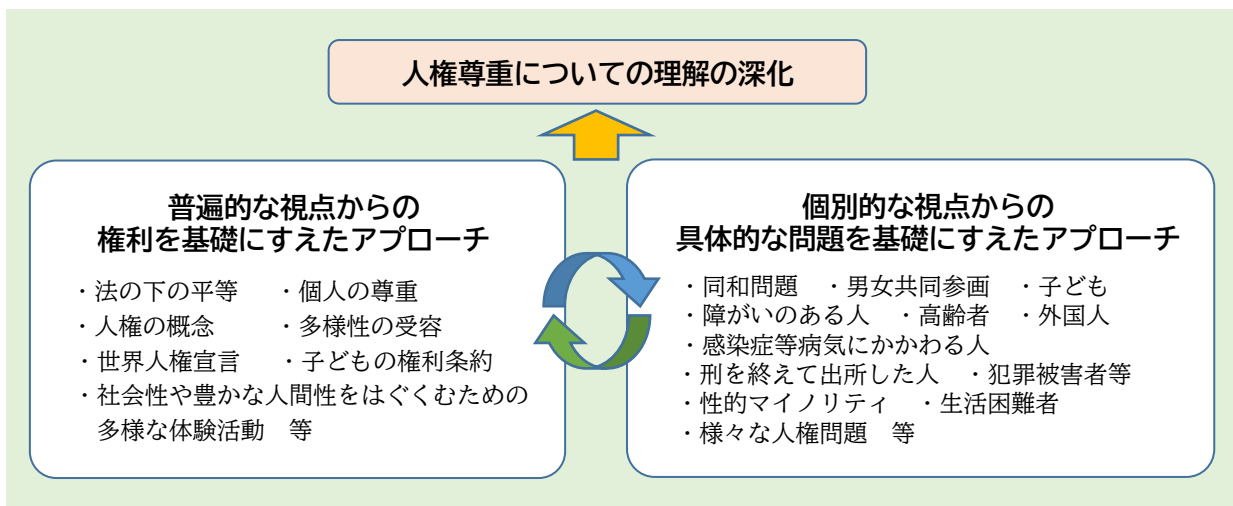
様々な人の立場に立って問題解決を考えることによって普遍性に近づいていくこと

【普遍的な視点からの権利を基礎にすえたアプローチ】

法や条約等に記されている普遍的な「人権」という基準から、自身の経験や文化・習慣等を検証し、具体的な問題の発見とその解決につなげること

具体的には、「普遍的な視点」から取り組み、個別的な人権問題の解決につなげていく手法と、それぞれの人権問題の解決という「個別的な視点」から取り組み、あらゆる人権問題の解決につなげていく手法が考えられます。

どのような人権問題を学習する場合でも、「普遍的な視点」と「個別的な視点」の二つの視点を持ち、普遍から個別へ、個別から普遍へと行き来しながら展開していくことで、人権問題を全ての人に関わる普遍的な問題として捉え、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが重要です。





- 「普遍的な視点」と「個別的な視点」の往還を意識した人権教育の取組を進めましょう。
- ・ 個別的な視点だけでは、様々な人権問題をそれぞれ固有の問題としてのみとらえてしまい、人権問題相互の共通性が見えにくくなる可能性があります。
 - ・ 普遍的な視点だけでは、人権の概念が抽象的な理解にとどまり、現実に行っている問題をとらえにくくなる可能性があります。
 - ・ 個別的な視点と普遍的な視点の間をくり返し行き来することによって、個別的な視点と普遍的な視点とが結びつき、個別の人権問題を全ての人に関わる普遍的な問題として考えることができるようになります。
 - ・ 様々な人権問題について学ぶ中で、それぞれの人権問題の「違い」と「共通する概念(自由、尊厳、権利等)や枠組み(ステレオタイプ、偏見等)」を考えることで、1つの人権問題を通して学んだ成果を他の人権問題にも応用できるようになり、理解が深まります。

【教材】

対話を通して権利を身近に感じることができる教材です。

- ・ 今すぐ授業で使える『権利のカード』(R4.7)
- ・ 世界人権宣言カード&子どもの権利条約カード(H30.1)

【教材】は人権教育課のHPからダウンロードできます。



第3章 人権教育の充実

第1節 人権教育を通して育てたい資質・能力

1 育てたい資質・能力

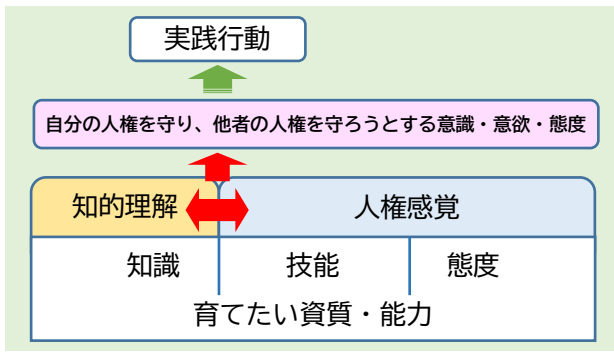
人権教育の目標を達成するためには、人権に関する知的理解と人権感覚をバランスよく身に付けることが大切です。人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要です。また、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となります。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められます。



育てたい資質・能力を明確にすることで、人権教育でめざす姿に対して、児童生徒等に、どの場面で、どうアプローチするのか具体的な方策が見えてきます。

【人権教育を通して育てたい資質・能力(例)】

知 識	技 能	態 度
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務等の諸概念についての知識 ・ 人権に関する国内法や条約等に関する知識 ・ 人権発展の歴史や人権侵害の現状等についての知識 ・ 自他の人権を擁護し、人権侵害を予防・解決するために必要な実践的知識 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能 ・ 他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性 ・ 人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見極める技能 ・ 合理的・分析的に思考し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能 ・ 対立的問題に対しても、双方にとってプラスとなる解決法を見出すことのできるような建設的な問題解決技能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度 ・ 自己についての肯定的態度(自尊感情等) ・ 自他の違いを認め、尊重する意識、多様性に対する肯定的態度 ・ 自己の周囲、具体的な場面において、人権侵害を受けている人を支援しようとする意欲・態度 ・ 正義、自由、平等等の理念の実現、社会の発達に主体的に関与しようとする意欲・態度

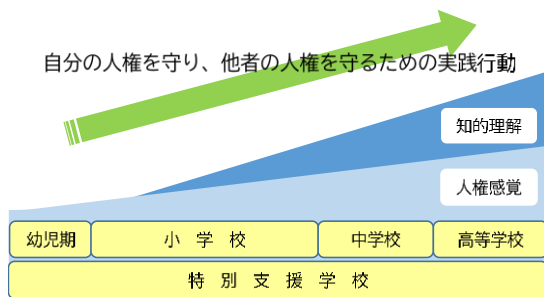


Point

- 育てたい資質・能力を、計画的・系統的にバランスよく育みましょう。
- 人権感覚と知的理解を結びつけて育成することで、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度が身に付き、ひいては自他の人権を守るような実践行動につながります。

2 就学前教育・学校教育・社会教育の連携、校種間の協力と連携

各校種、各校が、育てたい資質・能力を拠り所とした人権教育を実践し、校種の異なる学校や同一校種の他の学校との情報交換、情報共有を行いながら、系統的・継続的な人権教育の取組を推進することが重要です。



Point

- 校種を越えた授業研究、相互の公開授業に積極的に参加しましょう。
- 子どもの発達段階や各校種の教育内容を相互に理解し、系統的・継続的な人権教育を展開しましょう。

第2節 人権教育における評価の在り方

1 学校教育における評価

各学校において推進されている学校評価システムの考え方にに基づき、日々の指導で誰が何をどのように評価するのかを明確にし、評価を定期的に行うとともに、次の活動に生かす評価計画を立てることが大切です。

各学校で設定した資質・能力を育てられたかという観点から実践を評価し、その評価結果を学校としての評価に反映させていくことが教育効果を高めることにつながります。

【評価の観点の項目例(教職員向け)】

評 価 の 観 点	
学年・学級経営	・教育上配慮や支援を要する児童生徒等をはじめ、一人一人が大切にされている。
教科等指導	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等一人一人に活躍する場を与えるなど、児童生徒等に自己存在感を持たせるようにしている。 ・誰もが良さや弱さを持っているという認識に立ち、共感的人間関係を育成するようにしている。 ・複数の学習課題の中から自分にあった課題を選べるようにするなど、自己選択・自己決定の場を設定するようにしている。 ・「人権尊重の社会づくりの担い手」であることを自覚できるよう、身近な事柄を取り上げたり、様々な人の立場に立ち、多面的・多角的に考えを広げ深められるようにしたりしている。 ・児童生徒等の発達段階を十分考慮し、各教科や教科外活動等の特質を踏まえつつ、それぞれのねらいを達成するようにしている。

Point

- あらかじめ評価の観点、方法、場面等を決めておきましょう。
- 取組状況を定期的にチェックし、PDCAサイクルを何度も回して継続的な改善を行いましょう。

第4章 人権教育の推進者の育成

第1節 あらゆる場を通じた人権教育の推進

一人一人の人権が尊重され、偏見や差別のない社会の実現をめざすためには、一人一人が、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、主体的な実践行動につなげることが大切です。実践的な行動力を身に付けるには、人権を単に知識として学ぶだけでなく、人権感覚を涵養することが大切です。



人権感覚の育成には、学校での人権教育を肯定的に受け止めるような家庭や地域の基盤づくりが大切です。自校の人権教育に対する保護者等の理解を促進する取組を進めましょう。

第2節 あらゆる場を通じた人権教育に向けた推進者の育成

1 学校

「教師が変われば子どもも変わる」といわれるように、教職員の言動は、日々の教育活動の中で児童生徒等の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼし、豊かな人間性を育成する上でもきわめて重要な意味を持ちます。個々の児童生徒等の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが、教育活動の重要な要素であり、また、児童生徒等の安心感や自尊感情を育むことにもなります。

だからこそ、教職員にあっては、児童生徒等との相互の信頼関係の上に、愛情に満ちた人間関係を築くよう求められます。教職員が、仮にも自らの言動により児童生徒等の人権を侵害することのないよう、常に意識して行動すべきことは当然です。

同時に、教職員同士の間でも、互いを尊重する態度は大切です。例えば、指導上の課題について相互に話し合い、共通理解を図ることができるような環境づくりに努めることが求められます。

したがって、教職員は、児童生徒等の心の痛みに気づき、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身に付けるよう、常に自己研鑽を積まなければなりません。教育活動や日常の生活場面の中で、言動に潜む決めつけや偏見がないか、一人一人を大切にしているかを繰り返し点検し、自らの人権意識を絶えず見つめ直す必要があります。



- ・校長をはじめとする全ての教職員が人権教育に取り組む推進者であるという意識を高め、計画的・体系的に、教職員に求められる資質・能力の育成に努めましょう。
- ・人権教育に関わる研修の位置付けを明確化し、学校としても、教職員個人としても、研修に取り組むことがとても大切です。
- ・推進者は、参加者同士の活発な意見交換等を通して参加者が互いに学び合えるようにするためのファシリテーターとしての資質・能力を育成する必要があります。

【教職員研修講師派遣】

学校等が企画する教職員研修に指導主事を派遣し、人権教育全般に関わる研修、個別の人権問題に関わる研修等のお手伝いをします。研修テーマ・内容・時間等は相談に応じますので、人権教育課までお気軽にお問い合わせください。

《テーマ》人権教育、同和問題、男女共同参画、子ども、いじめの未然防止、性的マイノリティ、拉致問題等
※各テーマの研修内容の例を人権教育課のホームページに掲載していますので、そちらもご覧ください。

研修は「参加型」で行い、参加者同士の学びあいを大切にします。

<問合せ先> 人権教育課 人権教育担当 ☎：0857-26-7535



第5章 各人権問題にかかわる教育の推進指針

第1節 共通して取り組む課題

1 SDGsにおける人権

学校教育においては、持続可能な社会づくりの創り手を育むため、現代社会における地球規模の諸課題を自らに関わる課題として主体的に捉え、その解決に向け自分で考え、行動する力を身に付ける学習とすることが大切です。そのためには、「持続可能な社会の構築」という観点を意識しつつ、年間指導計画の中に問題解決的な学習を適切に位置付けるなど、探究的な学習過程を重視し、グループ活動を取り入れ、話し合い、協力して調査やまとめ、発表を行うなど、体験や活動を効果的に取り入れ、児童生徒等を中心とした主体的な学びの機会を充実させることが大切です。



鳥取県の人権教育の基本理念は、SDGsの理念である「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現と同じ方向性です。
SDGsの理念を踏まえた人権教育に取り組みましょう。

【SDGsの17の目標】

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1 貧困をなくそう | 10 人や国の不平等をなくそう |
| 2 飢餓をゼロに | 11 住み続けられるまちづくりを |
| 3 すべての人に健康と福祉を | 12 つくる責任つかう責任 |
| 4 質の高い教育をみんなに | 13 気候変動に具体的な対策を |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう | 14 海の豊かさを守ろう |
| 6 安全な水とトイレを世界中に | 15 陸の豊かさも守ろう |
| 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 16 平和と公正をすべての人に |
| 8 働きがいも経済成長も | 17 パートナリシップで目標を達成しよう |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | |

【持続可能な開発のための教育（ESD）】SDGsの実現に向けて

ESDとは、持続可能な社会を実現していくことをめざして行う学習・教育活動です。
つまり、ESDは持続可能な社会の創り手を育む教育です。



- SDGsの目標は、特定の課題に絞るよりも、様々な課題を統合的に扱う方が、より望ましい成果を生み出すと考えられています。
- ESDは、SDGsの全ての目標の実現に寄与します。
- 学習指導要領の前文に「持続可能な社会の創り手となることができるように」という文言が入り、各教科等においてもESDに関連する内容が盛り込まれています。

<持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版（外務省 SDGs 推進本部 R1）>

日本の持続可能性は世界の持続可能性と密接不可分であることを前提として、引き続き、世界のロールモデルとなり、世界に日本の「SDGsモデル」を発信しつつ、国内実施、国際協力の両面において、世界を、誰一人取り残されることのない持続可能なものに変革し、2030年までに、国内外においてSDGsを達成することを目指す。

すべての人々が恐怖や欠乏から解放され、尊厳を持って生きる自由を確保し、レジリエンス、多様性と寛容性を備え、環境に配慮し、豊かで活力があり、格差が固定化しない、誰一人取り残さない2030年の社会を目指す。

2 デジタル社会における人権

学校教育においては、児童生徒等の発達段階を踏まえながら、主体的に情報を収集、処理、判断、発信するなどの情報を活用する力、自他の権利を尊重し情報社会での責任をもつことや危険回避等情報を正しく安全に利用できること等の情報活用能力(情報モラルを含む)を育てる教育を推進することが大切です。また、インターネットの急速な普及の影響によって、子どもたちの健全な育ちが損なわれないよう、メディアを含めた関係団体やNPO等、外部機関と連携した教育を推進していく必要があります。



Point • メディアリテラシーや情報モラルを育てる教育を推進しましょう。

• ネット、ゲームとのつき合い方やルールづくりだけでなく、違法・有害コンテンツに適切に対処できる能力、適切にコミュニケーションができる能力、プライバシー保護や適切なセキュリティ対策ができる能力を身につける学習を展開しましょう。

【情報化社会を生きる情報の受け手・送り手として育てたい資質・能力】



【受け手】受け取る情報に嘘や間違いが含まれていないか判断すること
情報の検索能力、情報の真偽を疑う姿勢等

(資質・能力)「情報を批判的に読み解く力」、「情報を多角的・多面的に精査する力」等



【送り手】自分が発信する情報に責任を持つこと、他者の権利に配慮すること
表現の自由とプライバシーの保護、著作権の保護の問題等

(資質・能力)「表現する力・発信する力」、「権利と責任」等

<特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (H13) >

第1条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利について定めるとともに、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に関し必要な事項を定めるものとする。

<青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法 (H20) >

第1条 この法律は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的とする。

第3条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策は、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力(インターネットを適切に活用する能力)を習得することを旨として行われなければならない。

2 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及、青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者による青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置等により、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をすることができるだけ少なくすることを旨として行われなければならない。

3 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨として行われなければならない。

3 ユニバーサルデザインの推進

幼児期から発達段階に応じて、切れ目なく「心のバリアフリー」の教育と「ユニバーサルデザインの考え方」を理解する教育を展開することが大切です。その際には、共生社会の実現に向けて、多様性を理解し、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」と「ユニバーサルデザインの考え方」を踏まえ、多様性を理解し、差別や排除の行動を行わず、お互いの良さを認め合い協働していく力を養うことが重要です。特に、障がいのある人との触れ合い等の体験活動を通じて、子どもたちは知的理解だけでなく、感性としても「心のバリアフリー」を身に付けること、また、身の回りにあるものを「ユニバーサルデザインの考え方に基づく誰もが使いやすいものか」という視点で検証することも重要です。



様々な状況や状態の人々が全て分け隔てなく包摂され、社会的困難のある人もない人も、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会づくりにつながる学習を展開しましょう。

<ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（H30）>

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表及びユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たっての留意事項その他必要な事項を定めることにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

第10条 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現を図るためには国民の理解と協力を得ることが欠くことのできないものであることに鑑み、社会的障壁に関する体験学習等ユニバーサル社会の実現に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

【人権学習講師派遣事業】

ユニバーサルデザインの考え方を、具体的な事例と体験を通して学ぶ学習会です。

- ・ユニバーサルデザイン出前授業



第2節 各人権問題にかかわる教育の推進について

【個別的な人権問題にかかわる学習を行う場合の留意点】

- ・当該分野の関連法規等に表れた考え方を正しく理解する。
- ・その人権問題にかかわる被差別当事者への理解を深める。
- ・児童生徒等・保護者・地域住民等の中に、その人権問題の被差別当事者が含まれているという前提に常に立つ。
※指導者、学習者の立場が、個別的な人権問題におけるマジョリティ側であることが前提になったものにならないように「問い」を見直し、全ての児童生徒等が「前向き」に取り組める授業展開にすることが重要。
- ・無責任な言動によって新たな差別や偏見や差別を生み出したり、知識不足や思い込みによる無自覚な言動によって他者を傷つけたりすることのないように留意する。
- ・互いに自分について語り合う活動や地域社会における体験活動等は、児童生徒等のプライバシーや個人情報に接する度合いが増すため、個人情報等の取扱いについて慎重な配慮を行う。
- ・人権委員等が授業を進める場合には、事前に、「学習のねらい」「育てたい資質・能力」及び上記の留意点を説明し、実施前に学習内容、学習資料等の確認を必ず教員が行う。



Point 「教材ありき」「指導方法ありき」の授業づくりにならないように注意しましょう。

授業をする上で、「何のために教えるのか」「どんな力を付けさせたいのか」を明確にすることで、子どもの実態に即した効果的な学習教材の選定・開発と学びを深める問いづくりができます。また、学習評価についても育てたい資質・能力を拠り所とし、授業内容や子どもの成長を適切に評価し、授業改善や日頃の子どもの関わりに生かしましょう。

【授業づくりサポーター派遣】

よりよい人権学習の授業づくりについてお悩みの先生方を短期、長期を問わずサポートします。

- ・学習指導計画、学習指導案等に対する助言
- ・事前検討会、事後検討会等での助言
- ・その他、授業づくりに関することへの助言

人権学習の授業づくりの
「困った」を解決します！



<問合せ先> 人権教育課 人権教育担当 ☎：0857-26-7535

【参考】マイクロアグレッション

「アンコンシャスバイアス(無意識の偏見や思い込み)」から発生する「マイクロアグレッション(無意識に相手を傷つける日常的言動)」は、言った本人に差別や排除の自覚がないことも多く、日常のコミュニケーションの中で起こりやすいため見過ごされがちですが、受け手には重大な悪影響を及ぼす差別の一種であると指摘されています。

『マイクロアグレッションというのは、ありふれた日常の中にある、ちょっとした言葉や行動や状況であり、意図の有無にかかわらず、特定の人種や集団を標的とし、人種、ジェンダー、性的指向、宗教を軽視したり侮辱したりするような、敵意ある否定的な表現のことである(Sue, Capodilupo, et al., 2007)。加害者はたいてい、自分が相手を貶めるようなやりとりをしてしまったことに気づいていない。』

(出典)デラルド・ウィン・スー『日常生活に埋め込まれたマイクロアグレッション』明石書店 2020 p34

1 同和問題（部落差別）

児童生徒等が同和問題に関する知的理解を深めるとともに人権感覚を磨き、自他の人権を守ろうとする意識を育成できる学習とすることが大切です。そのためには、児童生徒等の実態を適切に把握し、発達段階を踏まえながら、同和問題学習の内容や指導方法の工夫改善、及び児童生徒等の仲間づくりに引き続き取り組むことが必要です。特に、児童生徒等が具体的な問題を学習しながら、自分自身や周りの人たちとの関係を振り返り、様々にある差別が自分たちの生活にどのように影響しているのかを考えるとともに差別のない人間関係をつくり上げる教育実践を積み重ねていくことが大切です。

<同和对策審議会答申(S40)>

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

<部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）（H28）>

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

第5条

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実状に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

【指導参考資料】

指導するときのポイントを分かりやすく解説しています。指導事例も掲載しています。

- ・指導参考資料（教職員用）「部落差別の解消をめざして」（R5.4）
- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」から学ぶ（教職員用）（R4.4）

【教育センター専門研修】

- ・同和問題（部落差別） ※非集合型研修、7月下旬から8月中旬ごろ

2 男女共同参画に関する人権

学校教育全体を通じて、誰もが性別にとらわれることなく多様な生き方が選択でき、一人一人の個性と能力を伸ばし、自他の尊重と自立の意識を育むことが必要です。また、全ての人が、生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けられるよう、男女共同参画の視点に立ったライフプランニング支援やキャリア教育を含む取組を推進するとともに、エンパワメントを促進し、きめ細やかな支援を行うことが大切です。さらに固定的な性別役割分担を前提に学校運営が行われないよう留意し、その考え方がPTA活動等の地域活動にも浸透するように努めることが大切です。あわせて、テレビ、インターネット、ゲーム等のメディアに描かれている情報を、男女共同参画の視点から主体的・批判的に読み解く能力を高めることも大切です。

そして、誰もが性暴力、セクシュアルハラスメント、DV、デートDV等の人権侵害の加害者、被害者、傍観者にならないために学校教育が大きな役割を果たしていくことが重要との認識に立って、それらの根底にある誤った認識や行動、それらが及ぼす影響等を正しく理解した上で、発達段階に応じて生命（いのち）を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、身に付ける教育を推進することが大切です。

<鳥取県男女共同参画推進条例（県 H28）>

第3条 男女共同参画は、次に掲げる男女共同参画社会を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が、互いにその人権を尊重する社会
- (2) 男女が、性別による差別を受けない社会
- (3) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する康と権利を認め合う社会
- (4) 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保される社会
- (5) 男女が、自立した個人として自己の意思によって活動し、かつ、責任を負う社会
- (6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たす社会
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ、責任を分かち合う社会

第15条

- 2 県は、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。
- 3 県は、女性があらゆる分野における活動に参画することができるよう、研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、すべての者が互いにその人権を尊重する社会を築くことができるよう、青少年その他の者に対し、他人の人権の尊重及び権利と責任に関する教育を実施するものとする。

<鳥取県 性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画（県 R3）>

鳥取県 性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画は、「誰もが、家庭・地域・職場のあらゆるところで、心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる男女共同参画社会」の実現を目指し、鳥取県男女共同参画推進条例に基づく「鳥取県男女共同参画計画」として、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。鳥取県が目指す男女共同参画社会は、性別にとらわれることなく、性の多様性を前提としたものであることから、その理念が広く理解されるよう、本計画の名称を「鳥取県 性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」とします。

【人権学習講師派遣事業】

全ての人々が、性に関わらず安心・安全に成長し、自分の生き方、能力、適性を考え、自己実現できるように必要なことを学ぶことができます。

- ・デートDV予防学習会
- ・性の権利を守る学習会
- ・男女共同参画に関する学習会
- ・性に関わらず誰もが活躍できる社会づくりに関する学習会

3 障がいのある人の人権

障がいの種類や程度に応じた適切な対応や共生社会の在り方について理解を深めることが必要です。そのためには、障がいのある児童生徒等と障がいのない児童生徒等とが、共に学んだり交流したりする中で、障がいの種類や程度によって、障壁に様々な違いがあることを体験的に学ぶ中で具体的に理解することが大切です。そのことを通して、どこに人権侵害があるのかを正しく認識するとともに、その障壁を解消するために必要なことや自分にできることを考え、行動につながるようにすることが大切です。また、特別支援学校や特別支援学級をはじめ、障がいのある人や家族、支援者等との計画的・組織的な交流やふれあいを通して思いや願いを聞いたり、共に考えたりすることも大切です。

そして、自分自身や周りの人たちとの関係を振り返り、様々にある偏見や差別が自分たちの生活にどのように影響しているのかを考える教育実践を積み重ね、共に生きていこうとする態度を育てることが重要です。あわせて、保護者への啓発にも努めることが必要です。

<障害者基本法（S45）>

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

<障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）（H28）>

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

<発達障害者支援法（H16）>

第1条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑み、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、もつて全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

第2条の2 発達障害者の支援は、全ての発達障害者が社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、行われなければならない。

2 発達障害者の支援は、社会的障壁の除去に資することを旨として、行われなければならない。

3 発達障害者の支援は、個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない。

【人権学習講師派遣事業】

障がい者スポーツは、性別・年齢・障がいの有無を問わず誰もが参加可能で楽しめるものです。

- ・障がい者スポーツ（車いすバスケットボール）体験教室
- ・障がい者スポーツ（ボッチャ）体験教室

障がいを知り、共に生きるために大切なことを学びます。学習会に参加すると、あいサポーターに認定されます。※バッジ交付

- ・あいサポート運動学習会

4 子どもの人権

子ども自身が、自分の持っている権利について正しく学習し、自他の権利の大切さを認めながら、子どもの権利条約等で示されているような「権利の主体」意識を育てる学習をカリキュラムの中に位置づける必要があります。そして、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動につなげるために、自他の人権を擁護し人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識や、相手の意見を受け止めながら自分の思いもきちんと伝えるコミュニケーション技能、自他の価値を尊重しようとする態度等を育成することが大切です。また、自他の権利を大切にするとともに社会の中で果たすべき義務や自己責任について考え、自分たちは保護者や地域の人々等様々な人々に支えられていて、多くの愛情を受け自分たちの生活が守られていることを理解できる学習とするため、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等をはじめとする地域住民が参画した取組をより一層推進することが大切です。

<児童福祉法（R4）>

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

<こども基本法（R5）>

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

<いじめ防止対策推進法（H25）>

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

<鳥取県青少年育成条例（県 R4）>

第4条 県民は、青少年の健全な育成についての関心と理解を深め、その健全な成長を助長する社会環境を形成するよう努めなければならない。

2 保護者（親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）の長その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。）は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを強く自覚し、愛情ある環境の中で監督し、保護し、及び教育するとともに、青少年が心身ともに健やかに成長するための基本的な生活習慣を身に付けさせるよう努めなければならない。

4 学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる関係者及び関係団体は、互いに協力し、その職務又は活動を通じて、自主的かつ積極的に青少年を健全に育成するよう努めなければならない。

第12条

2 学校及び青少年が勤務する職場の関係者その他青少年の育成に携わる関係者及び関係団体は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するよう努めるとともに、インターネットに接続されている機器のうち青少年の利用に供するものについては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用して、有害情報の閲覧又は視聴を防止しなければならない。

【教材】

対話を通して権利を身近に感じることができる教材です。

- ・今すぐ授業で使える『権利のカード（子どもの権利条約）』（R4.7）

【人権学習講師派遣事業】

ユニセフの活動を通して「子どもの権利」について学習します。

- ・子どもの人権学習会

SNSトラブルから子どもを守る合言葉は「とりのからあげ」です。

- ・青少年の健全育成に関する取組について学ぶ学習会

5 高齢者の人権

高齢者の人権を学習する際には、「高齢者のための国連原則」を踏まえて学習することが大切です。高齢者を取り巻く様々な社会保障制度の理解と併せてユニバーサルデザインや合理的配慮等の考え方を学習に取り入れていくことが必要です。また、高齢者の人権侵害の実態を知り、その解決に向けた取組への理解を深める必要があります。

そして、高齢者の持つ豊かな知識や経験を児童生徒等との交流学习や地域での活動の中で生かしていくことが大切です。また、高齢者の思いや願いを受け止め、生きがいや生きている喜び、命の尊厳が実感できる環境づくりが大切です。

<高齢者のための国連原則（H3）> ※各項目の一部抜粋

○自立（independence）

- ・安全で、個人の嗜好と能力の変化に対応できる環境に住めるべきである。

○参加（participation）

- ・社会への統合状態を持続し、その福祉に直接に影響する政策の形成と実施に積極的に参加し、その知識と技能を若年世代と共有すべきである

○介護（care）

- ・各社会の文化価値体系に沿って、家族とコミュニティーのケア、および、保護を享受すべきである。

○自己実現（self-fulfilment）

- ・社会の教育、文化、精神およびレクリエーション資源にアクセスできるべきである。

○尊厳（dignity）

- ・年齢、性別、人種あるいは民族的背景、障害あるいはその他の地位に関わらず、公正な取扱いを受け、その経済的貢献に関係なく評価されるべきである

<高齢社会対策基本法（H7）>

第2条 高齢社会対策は、次の各号に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。

- 1 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- 2 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会
- 3 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

第5条 国民は、高齢化の進展に伴う経済社会の変化についての理解を深め、及び相互の連帯を一層強めるとともに、自らの高齢期において健やかで充実した生活を営むことができることとなるよう努めるものとする。

<高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（H17）>

第1条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

6 外国人の人権

外国人の人権に関する問題を学習する際には、人権尊重を基盤としながら異なる文化、言語、宗教、習慣等における多様性を認め、他者を尊重し、偏見や差別の解消に取り組む意欲や態度を身につけられるよう、学習を推進することが大切です。異なる文化等を持つ人との交流を活発に行うなど、国際社会の一員としての責任を自覚できるようにすることが重要です。また、参政権に関する学習においては、単に知識を習得させることにとどまらず、選挙権を持たない外国人等も含めた多様性社会に主体的に参画しようとするなどの資質・能力を身に付けさせることが求められます。

<本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ハイトスピーチ解消法）（H28）>

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

第6条

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

<日本語教育の推進に関する法律（R1）>

第1条 この法律は、日本語教育の推進が、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するとともに、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要であることに鑑み、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。

第3条

- (7) 日本語教育の推進は、我が国に居住する幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならないこと。

7 感染症等病気にかかわる人の人権

病気についての理解を深め、患者・感染者・回復者及びその家族等、病気にかかわる人に対する偏見や差別をなくすために、児童生徒等の発達段階を踏まえながら、性に関する教育や健康教育等の充実を図ることが大切です。

特に、ハンセン病、HIV感染症・エイズ、難病の病気にかかわる人の人権については、地域や児童生徒等の実態及び発達段階に応じて、プライバシーの権利の保障に配慮しながら適切に学習を進めることが重要です。その際、患者・感染者等の権利回復の歴史に学ぶとともに、それぞれの病気にかかわる人の思いや願いをしっかりと受け止めていくことが大切です。

<ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（H20）>

第1条 この法律は、国によるハンセン病患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であって、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの（ハンセン病問題）の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

第3条

3 何人も、ハンセン病患者であった者等に対して、ハンセン病患者であったこと又はハンセン病に罹患していることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

<感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（R4）>

第2条 感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、これらを目的とする施策に関する国際的動向を踏まえつつ、保健医療を取り巻く環境の変化、国際交流の進展等に即応し、新感染症その他の感染症に迅速かつ適確に対応することができるよう、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする。

第4条 国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

<鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（県 R2）>

第10条 県民、事業者、県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症の患者（患者であった者を含む。）及びその家族並びに医療機関に勤務する者をはじめとする新型コロナウイルス感染症の治療、対応等に携わる者を応援するなど、相互に連携を図りながら協力し、一丸となって新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図るものとする。

2 何人も、新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染したおそれがあること、新型コロナウイルス感染症の感染を防止するための対策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として、インターネット等を通じた誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える言動又は不当な差別的取扱いをしてはならない。

3 何人も、新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染したおそれがあること等を理由として、新型コロナウイルス感染症の患者及びその家族のプライバシーを侵害してはならない。

【人権学習講師派遣事業】

ハンセン病について、正しい知識と理解を持つことが差別や偏見をなくす第一歩です。

・ハンセン病問題人権学習会

移植医療を通して生命（いのち）について考え、現代的な課題の一つである「生命倫理」について学びます。

・移植医療を通していのちについて考える学習会

8 刑を終えて出所した人の人権

学校教育において、刑を終えて出所した人の人権に関する指導を行う際には、個人情報等の取扱いに十分配慮する必要があります。教職員は、刑を終えて出所した人にかかわる児童生徒等の実態を踏まえ、その経験や思いを十分に受け止めながら、必要な支援を行っていくことが大切です。

<更生保護法（H19）>

第1条 この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。

第3条 犯罪をした者又は非行のある少年に対してこの法律の規定によりとる措置は、当該措置を受ける者の性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係等を十分に考慮して、その者に最もふさわしい方法により、その改善更生のために必要かつ相当な限度において行うものとする。

9 犯罪被害者等の人権

学校教育において、犯罪被害者等の人権に関する指導を行う際には、誰もが犯罪被害者等になる可能性があることを認識し、自らの問題として考えると同時に、個人情報等の取扱いに十分配慮する必要があります。教職員は、犯罪被害者等にかかわる児童生徒等の実態を踏まえ、その経験や思いを十分に受け止めながら、必要な支援を行っていくことが大切です。

また、犯罪被害者等の人権について学習する際には、鳥取県警察及び公益社団法人とっとり被害者支援センターが行っている「命の大切さを学ぶ教室」を活用するなど、犯罪被害者等の心情や実情を学ぶことのできる機会の充実を図ることと併せ、刑事手続への参加の在り方、マスメディアの取材や報道の在り方等に関わる内容を学習の中に適切に位置づけ、差別のない真に人権が尊重される社会の実現につながる学びを重視した取組とすることが大切です。

<犯罪被害者等基本法（H16）>

第1条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

【人権学習講師派遣事業】

犯罪被害者等の思いや立場を理解し、自他の命を大切にすること、いじめや暴力等の犯罪行為をやってはいけないとの意識の醸成につながります。

- ・命の大切さを学ぶ学習会

10 性的マイノリティの人権

性別にとらわれることなく、性の多様性を前提として、一人一人の人権が大切にされ、「人」として個性と能力を伸ばすことができる教育を推進することが大切です。そのためには、「異性を好きになることが普通」、「心と身体の性別が一致するのが当たり前」、「性別は男と女だけ」という認識から脱却し、「多様な性のあり方」についての正しい知識と認識を持った上で、性の多様性を尊重するという視点から、学校運営や日々の教育活動や自らの教育実践を捉え直すことが重要です。あわせて、保護者への啓発にも努める必要があります。

<性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（H15）>

第2条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

第3条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

- 1 18歳以上であること。
 - 2 現に婚姻をしていないこと。
 - 3 現に未成年の子がいないこと。
 - 4 生殖腺せんがないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
 - 5 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。
- 2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

<いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省 H29）>

性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

<性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）（文部科学省 H28）>

一般論として、性に関することを学校教育の中で扱う場合は、児童生徒の発達の段階を踏まえることや、教育の内容について学校全体で共通理解を図るとともに保護者の理解を得ること、事前に集団指導として行う内容と個別指導との内容を区別しておく等計画性をもって実施すること等が求められるところであり、適切な対応が必要です。

他者の痛みや感情を共感的に受容できる想像力等を育む人権教育等の一環として、性自認や性的指向について取り上げることも考えられますが、その場合、特に義務教育段階における児童生徒の発達の段階を踏まえた影響等についての慎重な配慮を含め、上記の性に関する教育の基本的な考え方や教育の中立性の確保に十分な注意を払い、指導の目的や内容、取扱いの方法等を適切なものとしていくことが必要です。

【指導参考資料】

性の多様性が尊重される学校づくり・学習づくりのポイントを分かりやすく解説しています。

- ・指導参考資料（教職員用）「誰もが自分らしく輝くために ～多様な性のあり方と人権～」（R4.3）

【人権学習講師派遣事業】

多様な性のあり方を正しく理解することで、性的マイノリティの方々への偏見や差別を無くし、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現をめざす学習会です。

- ・多様な性のあり方について学ぶ学習会

11 生活困難者の人権

学校教育において、生活困難者の人権に関する指導を行う際には、個人情報等の取扱いに十分配慮する必要があります。教職員は、経済的な生活困難に直面した人にかかわる児童生徒等の実態を踏まえ、その経験や思いを十分に受けとめながら、必要な支援を行っていくことが大切です。

また、社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の本質とを関連づけながら理解を深めることが大切です。さらに、社会保障の充実等において国や地方公共団体が果たしている役割について理解を深め、これからの福祉社会のめざすべき方向について考えることが大切です。

<生活困窮者自立支援法（H25）>

第2条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

<ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（H14）>

第1条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

12 様々な人権

北朝鮮当局によって拉致された被害者等、災害被害者等の人権、アイヌの人々、ひきこもりの状態にある人の人権、個人情報の保護、ビジネスと人権等の人権問題に対応する教育を推進します。

◆北朝鮮当局によって拉致された被害者等

<拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（H18）>

第1条 この法律は、2005年12月16日の国際連合総会において採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を踏まえ、我が国の喫緊の国民的な課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることにかんがみ、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的とする。

◆災害被災者等に関する人権問題

<鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（県 H21）>

第2条

（7）避難行動要支援者

災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、外国人その他の者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

第3条

（3）高齢者、障がい者、外国人等多様な者の特性に配慮した取組を推進すること。

第4条

2 県民は、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生又は拡大を回避し、互いに協力して助け合うとともに、被害を受けた生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

◆アイヌの人々

<アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（H31）>

第3条 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行われなければならない。

2 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならない。

3 アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならない。

第4条 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第5条

3 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

◆ひきこもりの状態にある人の人権

<子ども・若者育成支援推進法（H20）>

第1条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

第2条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

1 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととも次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。

2 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。

3 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。

4 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

5 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。）の整備その他必要な配慮を行うこと。

6 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

7 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

◆個人情報の保護

<鳥取県個人情報保護条例（県 H11）>

第1条 この条例は、個人の尊厳と基本的人権の尊重が社会の基礎であるとの見地から個人情報の保護が重要であることに鑑み、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、県の管理する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を求める権利を明らかにするとともに、実施機関非識別加工情報の提供に関する事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

第4条 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害しないようにするとともに、自己の個人情報の保護に努めなければならない。

第10条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

◆ビジネスと人権

<「ビジネスと人権」に関する行動計画（内閣官房 R2）>

1 行動計画の基本的な考え方

(3) 企業に対して、「ビジネスと人権」に係るより一層の取組を促すためには、社会全体としての人権に関する理解促進・意識向上も必要である。このため、政府は、従来から行われている人権教育、人権啓発の取組を継続していく。

(4) 企業活動のグローバル化、多様化に伴い、国際社会は、企業に対し、企業内部での「ビジネスと人権」に関する取組の実施だけでなく、国内外のサプライチェーンにおける人権尊重の取組を求めており、企業はこの点に留意する必要がある。これを受け、国際機関の提供するツールの活用や既存の情報開示の枠組み、企業向けの情報提供の取組を活用しつつ、政府として、企業による人権尊重の取組を促す具体的な仕組みの整備に努めていく。

【指導参考資料】

拉致問題を学ぶことを通して、人とは何か、権利とは何かを具体的に考えてみましょう。学習指導計画と学習事例も掲載しています。

・指導参考資料（教職員用）「拉致問題に対する理解を深めるために」（R4.3）

【人権学習講師派遣事業】

拉致被害者家族の講話を通して、自分の生き方を振り返り、自分を見つめ直すことができる学習会です。

・拉致問題人権学習会

【動画教材】

社会科の授業等で視聴することで、知的理解だけでなく、情緒的にもそれに共感でき、主体的な学習につながります。

・とっとり子どもたちへのメッセージ ～拉致被害者家族と支援者より～

◆教材・指導参考資料等、人権学習講師派遣事業、関係法令等について

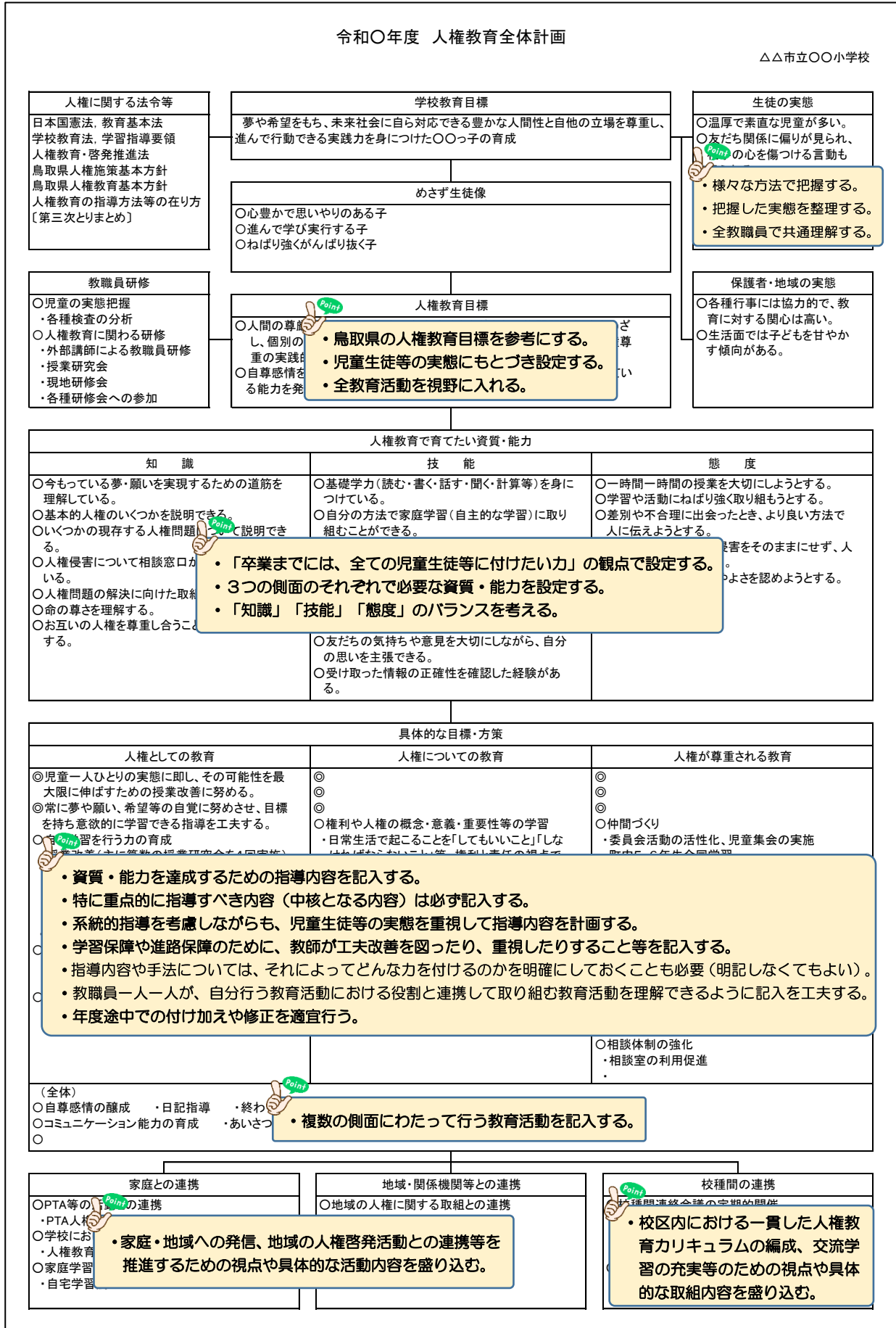
- (1) 教材・指導参考資料等は、人権教育課ホームページ「刊行物」からダウンロードできます。人権学習講師派遣事業は、人権教育課ホームページ「事業内容」から実施要項を見ることができます。申込みについては、各校人権教育主任に確認してください。
- (2) 各人権問題における関係法令等は、主なものを抜粋して掲載しています。その他の関係法令等については、文部科学省ホームページに以下の資料が掲載されているので参考にしてください。
 - ・『人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] **実践編** ～個別的な人権課題に対する取組～』
 - ・『人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] 補足資料 「国内の個別的な人権課題の主な動向」 関係資料<法律等>、<関係通知>』

【参考資料】

1. 人権教育全体計画形式例
2. 年間指導計画形式例
3. 学習指導事例
自分たちのもっている権利について学ぼう
～世界人権宣言（子どもの権利条約）～
4. 人権に関する強調月間や週間、記念日等
5. 鳥取県人権尊重の社会づくり条例



【資料1】人権教育全体計画形式例



【参考資料】「人権教育全体計画」と「人権学習年間指導計画」の作成ポイントと手順例
※人権教育課HPからダウンロードできます。

【資料2】年間指導計画形式例

【中学校 第1学年】

	＜知識＞	＜技能＞	＜態度＞
生徒に必要な資質・能力	<p>1 自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識</p> <p>2 関与に関する国内法や条約等に関する知識</p> <p>3 児童生徒の発達段階を踏まえ、6年間、3年間で育てたい資質・能力を見据えた系統的な計画とする。その際、取り上げる人権問題の項目とともに人権週間における具体的な取組等も位置付ける。</p>	<p>5 適切な自己表現等が可能とするコミュニケーション技能</p> <p>6 他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性</p>	<p>10 人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度</p> <p>11 自己についての肯定的態度(自尊感情等)</p> <p>ようとする意欲・態度とする意欲・態度</p>
国語	目的や場面に応じて自分の考えや根拠が明確になるように話の構成を考え、相手の反応を踏まえながら、自分の考えが分りやすく伝わるように表現を工夫する力や、必要に応じて質問したり、話合いをしたりして互いの発言を結び付けて考えをまとめることができる力を養う。	外国語学習の基礎	
社会	社会的現象を多面的・多角的に考察し、よりよい社会の実現のために課題を主体的に解決しようとする態度や、議論したりする力を養う。他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深める。		
数学	数式の裏の裏しさや数学のよさに気付いて粘り強く考え、数学を生活や学習に生かそうとする態度、問題解決の過程を振り返って検討しようとする態度、多面的に捉え考えようとする態度を養う。		
理科			
音楽			
美術			
保健体育			
技術・家庭			
外国語	外国語の学習にある文化に対する理解を深め、聞き手、書き手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。		
各教科	<p>・ [自分の大切さとともに他の人の人の大切さを認めること] ができる児童生徒等の育成のため、児童生徒等に必要資質・能力を総合的に培うことができるよう、関連のある教育活動との結びつきを考える。</p> <p>・ 各教科等と関連させて人権教育を行う際には、各教科等の目標やねらいを達成するとともに、人権教育の目標も達成されるように、人権教育の活動と、それぞれの目標やねらいに基づき各教科等の指導とが、有機的・相乗的に効果をあげられるようにしていくことが重要です。</p>		
特別の教科 道徳	<p>【家庭】 家族、家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、これからの生活を展望して課題を解決する力や、家庭や地域の人々と協働し、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。</p> <p>外国語の 言葉にある文化に対する理解を深め、聞き手、書き手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。</p>		
総合的な学習の時間	<p>4月 物のぐらしと (国) わかりやすく (国) わかりやすく 説明しよう</p> <p>5月 人のくらしと (国) わかりやすく (国) わかりやすく 説明しよう</p> <p>6月 (社) 世界の各地の (社) 世界の各地の (国) 人権作文 (国) 人権作文</p> <p>7月 (国) 世界の各地の (国) 世界の各地の (国) 人権作文 (国) 人権作文</p> <p>8月 (社) 世界の各地の (社) 世界の各地の (国) 人権作文 (国) 人権作文</p> <p>9月 (国) 本人になれぬ (国) 本人になれぬ (国) 人権作文 (国) 人権作文</p> <p>10月 (国) 調べたことを (国) 調べたことを (国) 人権作文 (国) 人権作文</p> <p>11月 (国) 話題や方向を (国) 話題や方向を (国) 人権作文 (国) 人権作文</p> <p>12月 (国) 課題を明確に (国) 課題を明確に (国) 人権作文 (国) 人権作文</p> <p>1月 (国) 生活の課題と (国) 生活の課題と (国) 人権作文 (国) 人権作文</p> <p>2月 (社) コンピュータと (社) コンピュータと (国) 人権作文 (国) 人権作文</p> <p>3月 (社) 素直が導いた (社) 素直が導いた (国) 人権作文 (国) 人権作文</p>		
学級目標づくり	<p>12 権利の熱気球 7 身の回りの権利をまっく 3 ハンセン病問題について正しく理解する 10 学級弁論 「あつ、トトロの森だ！」 12 負けへんでー川床華取ー</p> <p>14 特別支援学校との交流 5 ソーシャルスキルトレーニング</p> <p>14 特別支援学校との交流 5 ソーシャルスキルトレーニング</p> <p>14 特別支援学校との交流 5 ソーシャルスキルトレーニング</p>		
学級活動	<p>14 特別支援学校との交流 5 ソーシャルスキルトレーニング</p> <p>14 特別支援学校との交流 5 ソーシャルスキルトレーニング</p> <p>14 特別支援学校との交流 5 ソーシャルスキルトレーニング</p>		
生徒会活動	<p>14 特別支援学校との交流 5 ソーシャルスキルトレーニング</p> <p>14 特別支援学校との交流 5 ソーシャルスキルトレーニング</p> <p>14 特別支援学校との交流 5 ソーシャルスキルトレーニング</p>		
学校行事	<p>14 特別支援学校との交流 5 ソーシャルスキルトレーニング</p> <p>14 特別支援学校との交流 5 ソーシャルスキルトレーニング</p> <p>14 特別支援学校との交流 5 ソーシャルスキルトレーニング</p>		
その他	<p>14 特別支援学校との交流 5 ソーシャルスキルトレーニング</p> <p>14 特別支援学校との交流 5 ソーシャルスキルトレーニング</p> <p>14 特別支援学校との交流 5 ソーシャルスキルトレーニング</p>		

【資料3】学習指導事例

◆人権教育で育てたい資質・能力（知識・技能・態度）を拠り所とした教育実践

各教科等には、それぞれ特有の目標やねらいがあり、その中には、目標そのものが人権教育で育てたい資質・能力に関わるものや、取り扱う教材が人権に関わるもの、学習活動を行うことで人権感覚が育まれるもの等、人権教育と関連する学習場面や内容が数多く存在します。そのため、学校の人権教育を充実させるためには、人権教育で育てたい資質・能力（知識・技能・態度）を明確にし、各教科等との関連を図った教育課程を編成することが必要です。

そして、双方の目標やねらいが達成できるように、指導内容や学習活動を互いに結び付け、効果を高めることができるように実践していく中で、普遍的な権利や個別的な人権問題についての学習を行い、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成を図ります。

人権教育課 HP に掲載しています

◆【小学校上学年・中学校・高校】 『学級活動／ホームルーム活動』

(1) 題材 自分たちのもっている権利について学ぼう ～世界人権宣言（子どもの権利条約）～

(2) 本時のねらい

- ・身近な話題を通して具体的な権利を示した世界人権宣言（子どもの権利条約）に触れ、自分たちの生活と持っている権利の関係について理解を深める。
- ・身の回りで起こったできごと等を権利の視点から検証し、根拠を持って問題点を指摘することができる。

a

(3) 育てたい資質・能力

- ・人権に関する国内法や条約等に関する知識（知識）
- ・適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能（技能）
- ・人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能（技能）

b

(4) 準備

世界人権宣言版（子どもの権利条約版）「権利のカード」※ICT機器での提示可
新聞記事等、ワークシート ※権利のカード、ワークシートは人権教育課 HP 「刊行物」に掲載

(5) 本時の展開

学習活動	指導上の留意点	評価（☆） 資質・能力（※）
1 本時の学習課題を捉える。 ○自分たちがどんな権利を持っているか考え、全体で発表する。	○話合いの約束（参加・尊重・守秘）を確認し、話し合う意欲を高める。 ○わがままと思われる内容も自由に発言させ、権利とは何か考えるきっかけとする。	
学習課題（めあて）：自分の持っている権利を知り、身の回りのことを権利の視点で検証しよう。		
2 身近な話題と権利とのつながりを考える。 ○「権利のカード」を使って話し合う。 (1) 4人程度のグループを作る。 (2) トリピーの面を表にしてカードを並べる。 (3) 順番に好きなカードを選び、選んだ人からカードの質問について話す。 (4) 全員が話し終わったら、カードの裏面を読み、どんな権利と関	○4人程度のグループで話し合いを行い、話せる・聞いてもらえる体験をさせるとともに、日常生活と権利との関わりについて気付かせる。 ○権利の内容が分かりにくい場合は、資料1を配布する。	※適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能（技能）

c

1 2 5

<p>係があるのか確かめ、ワークシートに記入する。終わったカードは権利の面が見えるように置く。</p> <p>*時間まで(3)~(4)を繰り返す。</p>		<p>1 2 5</p>
<p>3 資料1・2を読んで考える。</p> <p>○世界人権宣言(子どもの権利条約)について教師の説明を聞く。</p>	<p><u>普遍的な視点からのアプローチ</u></p> <p>○世界人権宣言(子どもの権利条約)について資料1・2を使って簡潔に説明する。</p> <p>○次のことを児童生徒に問いかけ、考えさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条文中に書かれている権利が守られなければ、私たちの生活はどのように変わってしまうのか。 ・条文中に書かれている権利が守られていない時や人はいないのでしょうか。 	<p>※人権に関する国内法や条約等に関する知識(知識)</p> <p>1 2 5</p>
<p>4 国内外の人権問題に関する新聞記事、人権作文等を読んで話し合う。</p> <p>①権利の視点で内容を捉え話し合う。</p> <p>②教師の話を書く。</p>	<p><u>個別的な視点からのアプローチ</u></p> <p>*新聞記事等の内容は人権問題に限らず、文化や習慣等でもよい。</p> <p>○次の点に着目して意見交換させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「誰の」「どんな権利が」「守られている」「守られていない」 ○「守られていない権利」を保障するためにできることを教師が説明する。 	<p>☆権利をもとに不平等について考え根拠をもって問題点を指摘することができる。(思考・判断・表現)</p> <p>※人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能(技能)</p> <p>3 4 5</p>
<p>【普遍的な視点と個別的な視点の往還】P6~7</p>	<p>○考えたことを発表させてもよい。</p> <p>○様々な権利の実現に多くの人が関わった歴史や制度(社会のあり方)等について話し、自分たちが持っている権利を実現させていくことの大切さについて補足する。</p>	<p>1 4</p>
<p>5 振り返りを行う。</p>	<p>○本時の学習で分かったことや考えたことをペアで振り返る。</p>	

Point 人権教育を効果的に進めるために、学習のねらいを明確にし、学習環境を整えましょう。

- a** 本時のねらい
各教科等やその分野・領域におけるそれぞれ独自の目標やねらいを達成させることが、第一義的に求められます。
- b** 人権教育で育てたい資質・能力
人権教育全体計画で示している「育てたい資質・能力」を明記します。
- c** 参加型学習を進めていく上での基盤
心理的に安全安心であることが学習者の対話を活発にします。

Point 国際社会で培われてきた人権教育の原則を踏まえた学習活動づくり
人権教育の5つの原則を意識した学習づくりをしましょう。

- 1 権利を基礎にすえること —自分の権利に気づく—
- 2 具体的な問題を基礎にすえること
- 3 行動(解決)を志向すること —人権が尊重される社会を実現する推進力—
- 4 エンパワメントの重視
- 5 「参加型」の重視

【資料4】人権に関する強調月間や週間、記念日等

月	日付	内容	本県の取組
4	4月	若年層の性暴力被害予防月間	企画展示
	4月2日	世界自閉症啓発デー	ブルーライトアップ 啓発イベント
	4月2日～8日	発達障害啓発週間	
	4月10日～16日	女性週間	企画展示
5	5月1日～7日	憲法週間	
	5月3日	憲法記念日	
	5月5日～11日	児童福祉週間	
6	6月	男女雇用機会均等月間	
	6月1日	人権擁護委員の日	
	6月15日～29日	ハンセン病を正しく理解する週間	ハンセン病問題啓発パネル展 「ハンセン病強制隔離への反省と誓いの碑」の清掃作業
	6月22日	らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日	
	6月23日～29日	男女共同参画週間	よりん彩記念日フォーラム 企画展示・パネル展
7	7月	社会を明るくする運動強調月間	性暴力被害者支援パネル展示 企画展示
		再犯防止啓発月間	
		生理の貧困	企画展示
	7月1日	更生保護の日	
	7月10日～8月9日	部落解放月間	人権・同和問題講演会
8	8月	人権同和問題啓発強調月間	
	8月30日～9月5日	防災週間	企画展示
9	9月	障害者雇用支援月間	経済団体へ障がい者雇用推進要請
		身元調査お断り運動推進強化月間	啓発活動
		世界アルツハイマー月間	県内各地で啓発イベント オレンジライトアップ
	9月10日	世界自殺予防デー	
	9月10日～16日	自殺予防週間	企画展示
	9月15日	老人の日	
	9月15日～21日	老人週間	
	9月21日	国際平和デー	
		世界アルツハイマーデー	
9月23日	手話言語の国際デー・国際ろう者週間	ブルーライトアップ	

10	10月	高齢者雇用支援月間	
	10月1日	国際高齢者デー	
	10月中旬		拉致問題の早期解決を願う国民の集い 拉致問題啓発舞台劇
11	11月	児童虐待防止推進月間	
	11月12日～25日	女性に対する暴力をなくす運動	企画展示
	11月25日	女性に対する暴力撤廃国際デー	パープルライトアップ
	11月25日～12月1日	犯罪被害者週間	街頭キャンペーン
12	12月	職場のハラスメント撲滅月間	
	12月1日	世界エイズデー	高校でのキャンペーン パネル展示
	12月3日	国際障害者デー	
	12月3日～9日	障害者週間	心の輪を広げる体験作文 障害者週間のポスター
	12月4日～10日	人権週間	企画展示
	12月10日	国際人権デー	みんなの人権フェスティバル
	12月10日～16日	北朝鮮人権侵害問題啓発週間	拉致問題啓発デジタルサイネージ ライトアップ
1	1月15日～21日	防災とボランティア週間	災害用伝言サービス体験利用
	1月17日	防災とボランティアの日	
	1月最終日曜日	世界ハンセン病の日	
3	3月8日	国際女性デー	企画展示
	3月21日	国際人種差別撤廃デー	

※県内の取組についての詳しい内容は、県のホームページでご確認ください。

【県内の取組に関する主な関係課】

危機管理政策課、くらしの安心推進課、健康政策課、子どもの発達支援課、雇用政策課
人権・同和対策課、男女共同参画センター、長寿社会課、福祉保健課



【資料5】鳥取県人権尊重の社会づくり条例（R3）

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らす全ての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別その他の人権に関する問題（以下「人権問題」という。）への取組を推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力しなければならない。

3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

第3条 市町村は、県が実施する人権施策に協力するとともに、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の及び高揚に努めなければならない。

第4条 県内に暮らすすべての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。

第5条 県、市町村及び県内に暮らす全ての者は、真に人権が尊重される社会を実現するため、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、相互に協力しながら、あらゆる差別の解消に取り組むものとする。

第6条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）人権尊重の基本理念

（2）人権教育及び人権啓発に関すること。

（3）差別実態の解消に向けた施策に関すること。

（4）相談支援体制に関すること。

（5）人権施策の推進に資する調査に関すること。

（6）第2号から前号までに掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること。

（7）人権問題における分野ごとの施策に関すること。

（8）前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、第1条に掲げる事由を理由とする次に掲げる行為（インターネットを通じて行う行為を含む。以下この条において「差別行為」という。）をしてはならない。

（1）誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為

（2）いじめ又は虐待

（3）プライバシーの侵害

（4）不当な差別的取扱い

2 県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。

3 県は、差別行為を受けた者に対して、次条の規定による相談対応その他必要な支援を行うものとする。

4 県は、差別行為の防止のための施策を効果的に実施するため、差別行為の実態の把握並びに必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

【人権施設情報】

● 鳥取県立人権ひろば21ふらっと ●

鳥取県立人権ひろば21ふらっとは、「生涯を通じて人権について学習したい」「人権意識をより高めたい」「人権学習の場を確保したい」など、人権尊重の理念に対する理解を深めたいかたがたを支援するために設置されたものです。

<人権ライブラリー>

- さまざまな人権問題に関する書籍、DVDの貸し出しを無料でおこなっています。
- ・気軽に読めるコミックス、仕事や人生に役立つ専門書、親子で楽しめる絵本まで、人権に関する様々なジャンルを取り揃えています。
 - ・DVDも充実！地域や職場、学校等の研修会で活用できるもの、個人視聴用の映画等を貸し出ししています。

<交流スペース>

- ・地域、職場、学校などグループで人権問題学習の研修などにご利用できます。

<アクセス>

住 所：鳥取市扇町 21 番地
鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館) 2 階
電 話：0857-27-2010 FAX：0857-21-1714
開館時間：午前 9 時から午後 5 時
休 館 日：原則として、祝日、年末年始
資料の整理日(年 1 回)|
県民ふれあい会館の休館日



ふらっとホームページ



ふらっと公式LINE



ふらっとマスコットキャラクター
「ふらっちょー・とり助」



私たちは、一人一人が輝く「人権教育」を進めます



<問合せ先> 鳥取県教育委員会事務局人権教育課 人権教育担当
電話：0857-26-7535 FAX：0857-26-8176
電子メール：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp
ホームページ：https://www.pref.tottori.lg.jp/jinkenkyouiku/

「鳥取県人権教育基本方針-第3次改訂-」はこちらに掲載しています。→



とりネット 人権教育

